

令和7年度「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」実施要領

公益社団法人 日本バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要綱に定めるもののほか、公益社団法人日本バス協会（以下「日本バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金による中央事業として、旅客の安全確保のため、「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」を実施するための必要な事項を定め、都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）所属の会員事業者（公営事業者を除く。）に対し、助成金を交付することを目的とする。

(助成対象の条件)

第2条 以下の条件をすべて満たすものを助成の対象とする。

- (1) 大型二種免許は、道路交通法第86条第1項に定めるものであること。
- (2) 助成対象者は、令和6年10月1日から令和7年9月30日の期間に大型二種免許を取得した役員、正社員、契約社員、嘱託社員（以下「役員または社員」という。）であること。及び会員事業者が貸付した場合、大型二種免許取得費用をこの期間に免除した役員または社員であること。
- (3) 大型二種免許の取得方法は、公認の自動車教習所であること。
- (4) 大型二種免許取得費用は、会員事業者が自動車教習所に支払った大型二種免許取得費用（収入証紙等の諸経費を含む）を対象とし、費用負担額は助成額（日本バス協会以外の同一目的の補助金を含む）を上回るものとする。費用負担額が助成額を下回った場合は、その差額分だけ助成する。

(助成額)

第3条 助成額は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象者1名につき100千円を限度とする。
- (2) 1事業者当たりの助成対象人数は当分の間、20名までとし、助成限度額は2,000千円とする。
- (3) 会員事業者からの申請額が予算額を上回った場合は、予算額の範囲内で全体調整し、助成単価（千円未満切捨）を決定することが出来る。

(交付申請)

第4条 会員事業者は、助成金の申請をする場合は、様式1又は様式1-2（貸付用）の「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」助成金の額の決定依頼書及び事業完了報告（以下「交付申請書」という。）を令和7年10月10日までに、会員事業者が所属する地方バス協会を経由し日本バス協会へ提出しなければならない。

2 地方バス協会は、交付申請書を受理したときは、所要の審査を必ず行うこととし、第2条の条件を満たすものについて、様式2により日本バス協会に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 日本バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式3の

「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」助成金の額の決定通知書により地方バス協会に通知する。会員事業者への通知は、助成金の交付をもって通知したこととする。

（助成金の交付）

第6条 日本バス協会は、地方バス協会への決定通知後に、地方バス協会を経由して会員事業者に助成金を交付する。

（交付申請の取下げ）

第7条 助成金の交付決定後、交付申請の取り下げをする会員事業者は、速やかに、地方バス協会を経由して様式4の「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」助成金取下げ申請書を日本バス協会に提出しなければならない。

2 地方バス協会は、取下げ申請書を受理したときは、速やかに、日本バス協会に提出するものとする。

（助成金の交付取消と返還）

第8条 会員事業者が、次に掲げる各号の何れかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

（1）偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（2）助成金を他の用途に使用したとき。

（3）会員事業者が地方バス協会を脱会したとき。

（4）交付決定から事業者に助成金を交付するまでに助成対象者が退職したとき。

（5）その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領にもとづく命令に違反したとき。

2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、日本バス協会は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

3 会員事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく地方バス協会を経由して日本バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

（提出部数）

第9条 この要領に定める、申請書等の提出部数は1部とする。

（その他必要な事項）

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、日本バス協会が別にこれを定める。

附 則（令和7年5月22日）

この要領は、令和7年4月1日から適用する。